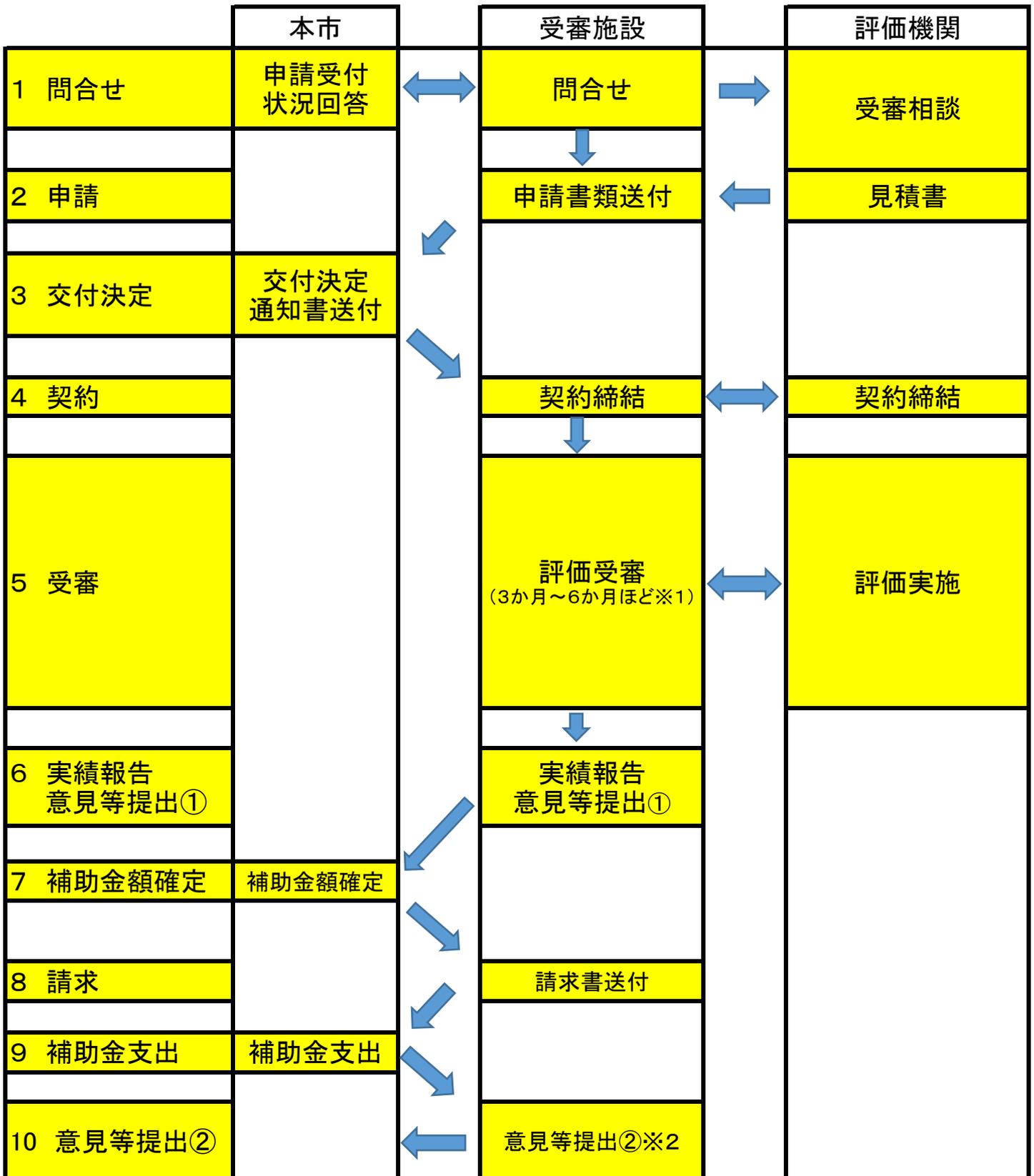


# 横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金申請フローチャート



※1:記載している受審期間はあくまで目安であり、実際には評価機関や受審時期により異なります。

※2:意見等提出書の提出は2回あり、1回目が実績報告時、2回目が受審後1年以内に横浜市からお送りする提出書②によるものです。